

令和元年度第1回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和元年5月28日（火曜日）午後1時30分開議

会議日程

- 1 開 会
- 2 副市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議 事
 - (1) 諮問第1号 大船渡市税条例の一部を改正することについて
 - (2) 諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて
 - (3) そ の 他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（11名）

公益代表委員

下田 初雄 君

武田 曉子 君

崎山 恵美子 君

保険医・保険薬剤師代表委員

瀧 向透 君

大津 定子 君

岩 瀧由之 君

金野 良則 君

被保険者代表委員

熊谷 勵 君

沼田 京子 君

朴澤 美代子 君

高木 久子 君

欠席委員（1名）

公益代表委員

田村 福子 君

事務局出席者

副市長

高 泰久 君

生活福祉部長

熊澤 正彦 君

生活福祉部国保年金課長

佐藤 信一 君

総務部税務課長

安田 由紀男 君

生活福祉部国保年金課長補佐

佐々木 直央 君

総務部税務課長補佐

鈴木 宏延 君

生活福祉部国保年金課係長

門口 光貴 君

午後1時30分開会

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 本日は、委員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます生活福祉部長の熊澤と申します。よろしくお願いいたします。

これより令和元年度第1回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） はじめに、高副市長よりご挨拶を申し上げます。

○副市長（高 泰久君） 本日は、会長代理の下田様をはじめ委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃、国保事業の運営のみならず市政の各般にわたりまして、様々なご支援、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村が共同で運営する方式となり、特に財政面については、県が一元的に管理運営を行うスタイルになり、今年で2年目となります。これに伴いまして、県から各市町村に納付額の提示があり、計算上、今年度の当市の一人当たりの保険税額は、3年前の平成28年度と比べますと、25.5%増と算定されましたが、国の財政支援などによる激変緩和措置により、一定割合5.33%を上限として、保険税の急激な上昇が抑制されました。

また、事業の運営面でもいろいろと努力しまして、被保険者の皆さんにお支払いいただく保険税率を引き上げずにすむように頑張っているところでありますが、高齢化のさらなる進展や医療技術の高度化などにより、一人当たりの医療費も増える傾向にあり、国の激変緩和措置についても、いつまでも続くものではないと思いますので、今後、当市も相応の負担増を求められると考えております。

被保険者の皆さんの税負担を抑制するためにも、引き続き市民の健康の維持と医療費の適正化に取り組んでいく必要がございますので、皆様のご理解とご協力を引き続きお願いする次第でございます。

本日の会議は、市議会6月定例会に提案させていただきます、大船渡市税条例の一部改正及び令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算につきまして、ご審議をいただくこととなっておりますので、皆様には、ご忌憚のないご審議をお願いいたしまして、開会に当たってのあいさついたします。よろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 続きまして、田村会長は本日都合により欠席となっておりますので、会長代理の下田初雄様よりごあいさつをお願いいたします。

○公益代表委員・会長代理（下田初雄君） 本日は委員の皆様方におかれましては、お忙しいなか大船渡市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。元号が令和になり、初めての協議会でございますが、多数のご出席をいただき心強く思います。皆様方からいろいろご提言やご質問をいただき、活発なるご審議をいただければ幸いに存じ上げます。なお、会長は所要により欠席のため、代わりに私が会の進行を務めさせていただきますので、皆様方のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） ありがとうございます。この後、引き続き会議に入りますが、ここで高副市長は別公務のため退席とさせていただきます。

（副市長退席）

本日は、新年度における初めての会議となりますので、ここで、本年度の事務局職員を紹介させていただきたいと存じます。

私は、生活福祉部長の熊澤正彦でございます。よろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険を担当いたします、

生活福祉部 国保年金課長の佐藤信一であります。(一礼)

同じく、課長補佐の佐々木直央であります。(一礼)

同じく、国保係長の門口光貴であります。(一礼)

続きまして、国民健康保険税の賦課徴収を担当いたします、

総務部税務課長の安田由紀男であります。(一礼)

同じく、課長補佐の鈴木宏延であります。(一礼)

以上で職員を紹介を終了いたします。

○生活福祉部長(熊澤正彦君) それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。本日の出席者は、ご覧の 11 名であります。欠席の通告は、田村福子委員 1 名でございます。

大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立となります。

会議の議長につきましては、本日、田村会長が欠席のため、会長代理の下田様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(下田初雄君) それでは、議事を進行します。次第 4 の会議録署名委員の指名でございます。会議録の署名委員は、協議会の規定によりまして、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員には、公益代表の武田曉子委員と、被保険者代表の熊谷勸委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に次第 5、議事に入ります。諮問第 1 号「大船渡市税条例の一部を改正することについて」事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長(佐藤信一君) それでは、諮問第 1 号についてご説明申し上げます。諮問第 1 号 大船渡市税条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

別冊の「資料 1」をご覧願います。1 ページが「改正条例の説明要旨」、開いて 2 ページが「改正条例」、3 ページが「新旧対照表」となっております。1 ページの「改正条例の説明要旨」により説明させていただき、その他の資料の説明は省略させていただきます。

はじめに、改正条項の第 140 条でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げについて定めたもので、地方税法の改正に伴い、医療分の課税限度額を、現行 58 万円を 3 万円引き上げて 61 万円とするものでございます。

なお、後期高齢者支援分及び介護分については、課税限度額の改正はございません。

また、施行期日は、公布の日からでございます。

課税限度額につきましては、負担感が大きいと言われる中間所得層の負担軽減を図るものがありますが、後期高齢者支援分は 19 万円、介護分については 16 万円と平成 28 年度から変更がありませんので、医療分と合算した課税限度額の合計は、平成 28 年度と 29 年度は 89 万円、平成 30 年度は 93 万円、本年度は 96 万円となるところであります。

次に、改正条項の第 161 条でございますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得

の算定方法の変更について定めたもので、地方税法の改正に伴い、軽減判定所得における被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減の場合においては現行27万5千円を5千円引上げて28万円に、2割軽減の場合は、現行50万円を1万円引上げて51万円とし、低所得者の国民健康保険税の減額措置の対象を拡大するものでございます。

なお、7割軽減については、改正はございません。

また、施行期日は、公布の日からでございます。

以上、改正内容についての説明を終わります。

○議長（下田初雄君） ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありましたが、皆様方より何か質問はございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（下田初雄君） それでは、お諮りいたします。諮問第1号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。ご異議がないようですので、諮問第1号について、原案を承認することを答申いたします。

次に、諮問第2号「令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第2号についてご説明申し上げます。諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料2-1」と、別冊「資料2-2」となります。

はじめに、資料2-1の予算説明資料をご覧願います。この補正は、平成30年度において提訴しました第三者行為の損害賠償請求事件訴訟に伴う、納付される損害賠償金の歳入補正と、盛岡地方裁判所での一審に係る訴訟費用及び財政調整基金積立金の増額の歳出補正、並びに、国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者の減免期間の変更に伴う、業務システム改修費用の増額補正によるものでございます。

最初に、歳入の4款の県支出金でございますが、旧被扶養者の減免期間の変更の制度改正に伴うシステム改修費用の増額に伴い、その費用分の全額が県から交付されるもので、保険給付費等交付金、特別調整交付金分を、81万3千円増額いたします。

次に、8款の諸収入の損害賠償金の1,234万5千円の内訳は、療養給付費分の請求1,028万8千円と、弁護士費用分の205万7千円となります。

次に歳出は、1款の総務費165万8千円の内訳は、訴訟費用分の合計は84万5千円で、被保険者等の証人尋問出廷に係る旅費3万円、弁護士への訴訟業務委託料81万5円となっております。

また、制度改正に伴うシステム改修費用は、委託料81万3千円となっております。

6款 基金積立金は、諸収入の第三者行為による納付金のうち、訴訟費用への財源充当分の残額である、過年度分療養給付費等の1,150万円を、国民健康保険事業財政調整基金へ積立するものでございます。

それでは、次に資料2-2（事業勘定）補正予算（第1号）の1ページをお開き願います。

令和元年度 大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。令和元年度大船

渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,315万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,717万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、歳入、歳出それぞれの款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

4款 県支出金、1項 県補助金、81万3千円の増

8款 諸収入、2項 雑入、1,234万5千円の増

以上、補正額の合計額は、1,315万8千円の増で、歳入合計額を44億9,717万8千円とするものでございます。

次に歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、84万5千円の増

2項 徴税費、81万3千円の増

6款 1項、基金積立金、1,150万円の増

以上、補正額の合計額は、1,315万8千円の増で、歳出合計額を44億9,717万8千円とするものでございます。なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

それでは、2点ほど補足説明をさせていただきます。

最初に、第三者行為による損害賠償請求に係る訴訟の審理経過についてでございます。

本日配付しております資料の中の、A4の1枚ものの資料をご覧ください。

「1 事件内容」については、気仙沼市内の光ヶ丘保養園へ入院していた当市の国保の被保険者が入浴の際に重度の熱傷を負った事件でございます。

「2の審理の経過」ですが、昨年8月28日に盛岡地方裁判所に訴状を提出し、昨年10月以降、盛岡地方裁判所一関支部で口頭弁論が3回行われ、本年3月以降は盛岡地方裁判所の本庁で口頭弁論が2回行われております。

今後は、6月7日に第6回目の口頭弁論が予定されておりますが、その後の審理の日程等については不明であります。

当市の弁護士からは、口頭弁論が終了したら、当方の証人尋問を行いたいとの意向であり、状況により必要な関係者の証人尋問が行われる見通しでございます。

次に、配付資料はございませんが、国民健康保険税の応益割に係る、旧被扶養者の減免期間の変更についてでございます。

現在、健康保険や共済組合等の被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その扶養家族が新たに国保に加入する場合において、65歳から74歳までの者については国保税の減免措置がされております。

減免額は、応能割の所得割と資産割については全額、応益割の均等割と平等割については、条件に該当した者については半額となっております。

旧被扶養者の減免の期間については、これまで経過措置として「当分の間」として継続されていましたが、本年度以降は、応能割の減免措置については継続実施されるところでありますが、応益割の均等割額と平等割額については、後期高齢者医療制度の変更に併せ、国保の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、減免が実施されることに変更となるものでございます。以上でございます。

○議長（下田初雄君） ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がございましたが、ご質問ご提言はございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（下田初雄君） それでは、お諮りいたします。諮問第2号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。ご異議がないようですので、諮問第2号について、原案を承認することを答申いたします。

続いて、(3)の「その他」ですが、委員の皆様方から何か提案事項はございますでしょうか。令和になって第1回目の審議会でございます。多いにご発言をいただきたいと思っております。

○被保険者代表委員（高木久子君） それでは、直接、国保とは関係ありませんが一言。

最近、たばこのポイ捨てがすごく目立っています。先日、盛岡へ出かけた際、どこかの団体の皆さんがたばこのポイ捨てを拾っているのを見かけましたし、大船渡でもやっぱりあります。こういうものは条例などで規制できないのでしょうか。何しろたばこが健康によくないことを皆さん分かっているはずなので、どこかで何かできないものかと感じています。

○議長（下田初雄君） この件に関しまして、何かコメントはございませんでしょうか。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 都市部の方では、県や市区町村でポイ捨て条例等を定めて罰則規定もあるようですが、当市はそういった条例等はありません。今年の7月から健康増進法により、学校や病院などの一種の施設は敷地内禁煙となり、二種の施設は来年の4月からやはり敷地内禁煙になります。一方で、たばこ税は、一番多い時で4億円弱ぐらいの税収がありました。財源としてはそれはいいことなんでしょうが、いま、高木委員さんがおっしゃったとおり、健康が何よりですし、環境や火災の問題なども様々ありますので、この場ではなかなか結論は出せませんが、やはりそういう時代なのかなと思っております。

○議長（下田初雄君） ありがとうございます。高木委員さん、この程度でよろしいでしょうか。

○被保険者代表委員（高木久子君） もちろんです。ここで決まることではないと思っておりますので。ただ、ちょっとどこかで声を出しておかないと、と思いたしたので。

○議長（下田初雄君） そのほかに何かございませんでしょうか。

それでは、以上で議事を終了とさせていただきます。ご審議ありがとうございます。事務局にお返しします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。

次に、次第の6その他でございますが、皆様から、何かございますか。

（「なし」という声あり）

なければ、事務局から何点かお話しすることがございます。国保年課長お願いします。

○国保年金課長（佐藤信一君）

（事務連絡として、以下4項目を説明）

・平成31年度 国民健康保険事業計画書

- ・大船渡・釜石地区国保協議会総会について
- ・吉浜診療所の診療日程の変更について
- ・平成30年度の国保特別会計（事業勘定）の収支決算の見込みについて

○生活福祉部長（熊澤正彦君）　ただ今の説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○生活福祉部長（熊澤正彦君）　それでは、以上で第1回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時38分閉会